

外国人留学生受入教員 ガイドブック

2026年 3月

国立大学法人福井大学

目次

外国人留学生受入教員ガイドブックの策定にあたって.....	5
第1章 外国人留学生受入れの概要.....	6
1.外国人留学生について.....	6
外国人留学生とは.....	6
留学生の種類.....	6
経費による区分.....	6
第2章 渡日前に.....	9
1.入国手続きについて.....	9
在留資格認定証明書の申請.....	9
査証の取得.....	9
第3章 渡日後に.....	10
1.住居について.....	10
学生寮.....	10
民間アパート.....	10
2.入学後の手続き.....	11
授業料について.....	11
3.保険について.....	11
学研災・学研賠.....	11
インバウンド保険.....	11
4.行政手続きについて.....	11
転入届の提出.....	11
国民健康保険.....	12
国民年金.....	12
マイナンバーカード.....	12
第4章 在学中に.....	13
1.在留資格について.....	13

在留カード.....	13
在留期間更新許可申請.....	13
一時出国・再入国.....	13
留学生の家族に関する入国・在留手続き.....	13
2. 資格外活動(アルバイト)について.....	14
留学生のアルバイトに関する法律.....	14
資格外活動許可の申請.....	14
3. 奨学金について.....	14
留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費).....	14
福井大学大学院工学研究科博士後期課程私費外国人留学生就学支援奨学金.....	14
民間奨学金.....	15
日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定受入).....	15
4. 留学生のサポート体制.....	15
第5章 帰国時に.....	17
1. 帰国前の手続き.....	17
2. 修了後のフォロー.....	17
就職支援留学生への就職支援.....	17
卒業後のフォロー、同窓会.....	17
第6章 参考.....	18
1. その他の受入.....	18
短期受入プログラム(文化交流、研究交流等).....	18
短期インターンシップによる受入(教育実習・臨床研修等).....	18
助成金による受入(さくらサイエンスプログラム等).....	18
2. Q&A.....	19
付属資料 危機管理マニュアル.....	20
(受入前及び平常時の安全管理、危機事象発生時の対応).....	20
1. 受入前及び平常時の安全管理.....	20

受入前の書類確認.....	20
受入れオリエンテーション時の説明事項等.....	20
平常時の安全管理.....	21
2. 危機事象発生時の対応.....	21
危機管理の対象となるケース.....	21
基本方針.....	21
危機事象発生時の学内連絡体制等.....	21
危機事象発生時の学外連絡先.....	22
3. 想定される危機事象及び外国人留学生特有の留意点.....	22
① 自然災害(地震、台風、大雨・大雪).....	22
② 健康・衛生(病気、ケガ、メンタルヘルス).....	23
③ 交通事故・火災事故.....	24
④ 犯罪(被害、加害).....	24
⑤ 行方不明.....	24
4. 福井大学外国人留学生支援会による支援.....	25

外国人留学生受入教員ガイドブックの策定にあたって

福井大学は、地域、国及び国際社会に貢献し得る人材を育成することを使命としており、そのため、外国人留学生受入プログラムの一層の充実、支援体制の整備等を行い、外国人留学生の受入数の増加を図り、学生の国際交流が一層盛んになるように取り組んでいる。

外国人留学生の受入においては、出身国との教育制度や文化の違いに起因する問題や、在留資格管理等、外国人特有の事柄について配慮や対応が必要なケースが多々ある。外国人留学生を取り巻く様々な規則、制度に対する受入側の理解を深めることで、平時の安全対策及び発生し得る事件、事故等危機の回避につなげることを目的として、本ガイドブックを策定するものである。

本ガイドブックは、外国人留学生受入教員に向けたハンドブックとして、概要、渡日前の手続き等、渡日後の支援・手続き等、危機管理（危機事象発生時の対応）について具体的な対応方法を記している。

なお、外国人留学生の受入に関する安全対策及び危機事象の対応については、原則として「福井大学リスクマネジメント基本マニュアル」によるものとする。

第1章 外国人留学生受入れの概要

1. 外国人留学生について

外国人留学生とは

福井大学(以下、「本学」という。)では、日本における在留資格「留学(Student)」を有する学生を「留学生」と定義している。家族滞在や特別永住者として「留学」以外の在留資格で滞在している外国籍の学生は、「外国人学生」として区別している。これは文部科学省の学校基本調査による定義と同じ。

留学生の種類

本学に在籍している留学生は、学位取得を目的とした「正規生」と学位取得を目的としない「非正規生」に分けている。

	学部生	大学院生
正規生	学部の正規課程に在籍	大学院(修士・博士・専門職学位)の正規課程に在籍
非正規生	・特別聴講学生: 協定校からの交換留学生で、日本語または英語で科目を履修する。	・特別聴講学生: 協定校からの交換留学生で、日本語または英語で科目を履修する。
	・研究生 学部、大学院で研究指導を受け、正規課程への進学を目指す。学位の授与はなし。	・特別研究学生: 協定校からの交換留学生で、日本語または英語での研究活動を行う。
	・科目等履修生 学部または大学院で開講される授業科目のうち、一部または複数を選択し、履修できる制度。単位修得可能。	

経費による区分

①国費外国人留学生

国費外国人留学生とは、日本政府(文部科学省)が留学に係る経費(渡日・帰国旅費、教育費)を負担する外国人留学生のこと。国費外国人留学生には、1) 研究留学生、2) 教員研修留学生(教研生)、3) 学部留学生、4) 日本語・日本文化研修留学生(日研生)、5) 高等専門学校留学生、6) 専修学校留学生、7) ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP) 留学生の7種類がある。本学では、研究留学生、教研生、学部留学生、日研生を受け入れている。申請方法は、本学を通じて応募する「大学推薦」と、海外にある日本国大使館(または総領事館)を通じて応募する「大使館推薦」の2種類がある。

【大学推薦(一般枠、特別枠)】

大学間交流協定等に基づき、相手大学等から公式に推薦を受けた者を、本学が選考し、3月上旬に文部科学省へ推薦する。大学推薦の国費外国人留学生の入学時期は基本的に10月のみ。

【大使館推薦】

在外公館を通じて、3月～5月にかけて募集が行われ、6月～8月にかけて第一次選考が行われる。第一次合格者は8月末までに入学を希望する大学に直接連絡し、9月末までに受入内諾書を取得しなければならない。他大学からも受入内諾書を得ている場合、本学に配属されないこともある。

②政府派遣留学生

外国政府が留学に係る経費（渡日・帰国旅費、学費、生活費）を負担し派遣する外国人留学生のことで、正式には、日本政府（文部科学省）に対し、その受入れについての協力要請がある者のことを言う。近年、本学では、工学部と国際地域学部が、マレーシアからの政府派遣留学生を受入れている。マレーシア政府派遣留学生は現地で2年間の予備教育を受けており、その後学部1年次入学、または高専3年次入学し卒業後学部3年次編入する留学生の2種類がある。入学年次により、以下のように受入手続きや学生の特徴も異なる。

入学年次	受入手続き	受入人数	特徴
1年次	1～2月に文部科学省から受入要請があり、学力・語学力・希望する分野等により受入学科を決め、留学生委員会等及び教授会の承認により受入可否を決定している。	3～5名/年	全国の大学及び高専等に入学する学生が一堂に渡日する。同制度による先輩留学生が生活面をサポートしている。
3年次編入	本学工学部の編入学試験を受験し合格した者が入学。	2～5名/年	本学に入学する前に日本語教育1年、高専に3年間在籍しているため、日本語レベルが高く、生活基盤も整っている。

その他、教職開発研究科へのエジプトからの政府派遣留学生（EJEP）についても現在検討されている。

③その他公費奨学金留学生

前述の文部科学省からの受入要請がある留学生の他、以下の公費奨学金を受ける留学生がいる。広義では準外国政府派遣留学生と言えるが、分類上、奨学金を受給する私費外国人留学生という位置付けになる。

分類	受入手続き	受入人数	特徴
ハノイ工科大学ツイニングプログラム	ハノイ工科大学・JCTプログラムスタッフより提出のあった出願書類に基づき、各大学にて選考を実施する。	3～6名/年	
マラ公社奨学生	本学の編入学試験を受験し合格した者が入学。（現在は受入を行っていない）	1～3名/年	高専からの編入学のため、日本語レベルが高く、生活基盤も整っている。
JICA 研修員（学位課程就学者） 例：ABE イニシアティブ、SDGsグローバルリーダー	JICAによるスクリーニング通過後に、JICAから第1～3希望大学に受入内諾取り付け。本学から受入内諾した者の内、本学志望者は大学院を受験し合格した者が入学。	H26 実績3名 H28 実績1名 H29 実績1名 R6 実績1名	JICAと覚書（締結済み）と各受入年度で委託契約書を締結する。受入学生につき、本学へ就学支援費及び教育研究費の支援があり、そこから生活・就学支援を行う。アフ

		R7 実績 3 名	リカからの留学生は、相対的に、生活支援にかかる負担が大きい。
モンゴル工学系高等教育支援事業 (MJEED)	日本政府及び JICA による円借款事業で、本学志望者は GEPIS または GEP for R&D を受験し合格した者が入学。 (2024 年度で一旦終了)	H30 実績 1 名	教員またはエンジニア等、モンゴルで現職がある方を対象としている。

④私費留学生

留学に係る経費を自己負担している留学生を指します。本学に在籍している留学生の約 8 割は私費留学生である。

第2章 渡日前に

1. 入国手続きについて

在留資格認定証明書の申請

日本の高等教育機関において、勉学のために留学生として入国する者は、入国の際に「留学」の在留資格を取得する必要がある。日本に入国するために日本政府公館（大使館や総領事館等）でビザを取得するが、その際に「在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility, 以下 CoE）」が必要となる。

CoE は、日本に入国するための在留資格を得るために必要な証明書である。CoE 等の必要書類を渡日前に日本国大使館または領事館へ提出し、パスポートに査証（ビザ）の交付を受ける。日本上陸時には、入国審査官にビザと CoE を提示し、在留資格「留学」での上陸許可を受けてから入国する。

本学では、入学が決定した国外出願の外国人留学生に対して、本人に代わって出入国在留管理庁へ CoE の発行申請を国際課が代理で行っている。CoE の発行には申請書を提出してから、最低でも1ヶ月程度かかる。

査証の取得

出入国在留管理庁より CoE が発行されたら、国際課から学生宛に電子版 CoE ダウンロード用リンクを送付する。学生は自国で CoE を持って査証の申請を行う。ビザ取得までの日数は国によって異なるが、大体1週間程度かかる。

第3章 渡日後に

1. 住居について

学生寮

本学には、4つの学生寮がある(文京キャンパス3、松岡キャンパス1)。

正規生は、留学生会館以外の学生寮への入居を申請することが可能だが、枠には限りがある。交換留学生は、入居希望調査票を国際課に提出し、国際課で寮の割り当てを行う。

入居先	概要	大学からの距離	費用
牧島ハウス (留学生専用)	単身部屋 居室内の設備:ミニキッチン、 ユニットバス・トイレ (洗濯機は共用)	文京キャンパス敷地 内	月額 14,000円 (共益費を含む) *入居時に20,000円(清掃費)
福井大学留学生会館 (留学生専用)	単身部屋 居室内の設備:ミニキッチン、 ユニットバス・トイレ (洗濯機は共用)	文京キャンパス徒歩 約7分	月額 10,200円 (共益費を含む) *入居時に20,000円(清掃費)
福井大学国際交流学生宿舎 (日本人学生・留学生併用)	単身部屋 居室内の設備:ミニキッチン、 トイレ (シャワーと洗濯機は共用)	文京キャンパス徒歩 約7分	月額 6,800円 (共益費を含む) *入居時に20,000円(清掃費)
福井大学国際交流会館	単身棟、世帯棟 単身棟、世帯棟共に居室内 にユニットバス・トイレがある。 世帯棟には居室内にキッチン がある。 (単身棟のキッチンは共用)	松岡キャンパス徒歩 約5分	月額(留学生) 単身棟 8,400円 世帯棟 夫婦室 16,900円 家族室 20,200円 *入居時に保証金 単身棟 30,000円 世帯棟 夫婦室 40,000円 家族室 50,000円

民間アパート

学生寮に入居できる学生の数は限られているため、多くの留学生は民間の大学周辺の賃貸住宅を借りている。留学生が民間アパートの契約をする際、連帯保証人を見つけることが困難な場合、入居者が「留学生住宅総合補償」に加入することを条件に、福井大学留学支援会が連帯保証人になることが可能。「留学生住宅総合保障」は、入居者が火事を起こして家主に損害賠償を支払わなければならない場合や、入居者が家賃を払えずに保証人が代わりに家賃を支払う場合などに補償される。保険料は1年間で4,000円。申請手続きについては、国際課へ相談。

2. 入学後の手続き

授業料について

授業料は前期分を5月に、後期分を11月に納入する必要がある。入学料や授業料の免除・徴収猶予に申請することも出来るため、私費留学生には情報共有することが重要。以下のHPを参照。



https://www.u-fukui.ac.jp/cont_life/money/exempt/

なお、協定校からの交換留学生は原則授業料を支払う必要はない。

	正規生		非正規生	
	学部生	大学院生	科目等履修生	研究生
入学検定料	17,000 円	30,000 円	9,800 円	
入学料	282,000 円		28,200 円	84,600 円
授業料	535,800 円		1 単位 14,800 円	月額 29,800 円

3. 保険について

学研災・学研賠

学生教育研究災害傷害保険(学研災)は、学生が本学での教育研究活動中の不慮の事故や災害事故で障害を負った場合に補償をするもので、留学生は必ず加入しなければならない。保険料は1年間 800 円。

学研災付帯賠償責任保険(学研賠)は、学生が本学での教育研究活動中(大学への通学途中を含む)の不慮の事故等で賠償責任を負った場合に補償をするもので、留学生は必ず加入しなければならない。保険料は1年間 340 円。

インバウンド保険

学研災の付帯保険で、個人賠償責任、死亡・後遺障害、救助者費用、治療費実費補償に加え、借家人賠償責任保険の補償がついた保険。寮へ入居する留学生は必ず加入しなければならない。民間アパートに住む学生は任意で加入することが可能。保険料は医療費補償の有無や加入期間等のプランによって異なる。

4. 行政手続きについて

転入届の提出

住民基本台帳法上、入国後、県内に住み始めてから14日以内に市役所に届け出を提出する必要がある。正当な理由がなく上陸日から90日以内に入管法上の届け出を行わない場合、在留資格を取り消される場合がある。

国民健康保険

在留カードを交付された留学生は、国民健康保険への加入が義務付けられている（日本の住民の義務）。国民健康保険料は市や町によって異なるが、1年間で約19,000円程度。

国民年金

留学生も国民年金に加入する必要があるが、学生の間は免除申請を提出することが可能。毎年4月に更新手続きを行う必要がある。

マイナンバーカード

住民票を有するすべての人にひとり1つのマイナンバー（個人番号）が付与され、市町村から個人番号通知書とマイナンバー交付申請書が送付される。マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードで、作成は無料。。銀行での手続きやアルバイトをする際に、マイナンバーの提出を求められる場合がある。

第4章 在学中に

1. 在留資格について

在留カード

在留管理制度において交付される在留カードは、日本で中長期間在留する外国人に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等在留に係る許可に伴って交付される。在留カードには、顔写真のほか氏名、国籍・地域、生年月日、性別、在留資格、在留期限、就労の可否などの情報が記載されている。在留カードは常時携帯することが義務付けられている。入国審査官、入国警備官、警察官等から提示を求められた場合には、提示する必要がある。(在留カードを携帯していなかった場合は20万円以下の罰金、提示に応じなかった場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることがある。)



在留期間更新許可申請

パスポートや在留カードには、在留期限が記載されている。更新手続きは、期限の3か月前から行うことが可能。更新手続きには2週間程度かかるため、余裕をもって申請する必要がある。必要な手続きについては国際課に問い合わせる。

なお、正規生の在留期間更新について、特別な事情(病気やケガ等)がないにも関わらず、複数回の留年を繰り返した場合、学修の意欲がないと見なされ、在留更新の許可が得られないケースがある。日本人正規生の場合、学部生であれば休学期間を除き、最大8年間まで大学に在籍可能だが、留学生については在留資格の更新が許可されなければ、強制帰国を余儀なくされ、勉学を続けることができなくなる。

一時出国・再入国

帰省などで一時的に日本を離れる場合、入管での手続きは必要ないが、再入国の予定日まで在留期間が残っているか確認する必要がある。また「一時出国及び再入国届」を国際課に、学生サービス課に「海外渡航届」を提出しなければならない。在留期限を過ぎてしまうと再入国は認められず、ビザを再取得しなければならない。

留学生の家族に関する入国・在留手続き

留学生が家族を日本に呼び寄せて生活することを希望する場合は、家族のために在留資格「家族滞在(Dependent)」を得る必要がある。手続きの方法は、留学生自身が家族の申請代理人として、出入国管理庁へ家族の「在留資格認定証明書」の交付申請を行う。家族を呼び寄せ日本で生活したい場合、国際課に相談すること。

2. 資格外活動(アルバイト)について

「留学」の在留資格では、留学生としての勉学や研究に関連した活動しかできない。アルバイトをする場合は、事前に入国管理局より資格外活動の許可を得る必要がある。許可を得ずアルバイト等をした場合は、処罰の対象になる。資格外活動許可を受けると、在留カードの裏に、このスタンプが押される。

在留カード(裏)

住居地記載欄		記載番号
届出年月日	住所	
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都庁
資格外活動許可欄		在留資格変更許可申請欄
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		

留学生のアルバイトに関する法律

- ・留学生が一週間に働くことのできる時間数は以下のように制限されている。
- ・一週間あたり28時間(夏期、冬期、春期休業期間中は1日8時間以内)
- ・風俗営業等のアルバイトは、認められない。

資格外活動許可の申請

- ・アルバイトを始める一週間前までに以下の書類を国際課に提出する必要がある。
 - 1) 資格外活動許可申請書(国際課)
 - 2) 資格外活動調査票(国際課) ※指導教員からの許可及び署名が必要。
 - 3) パスポート
 - 4) 在留カード
- ・上記の申請書類等とパスポートを持って、出入国在留管理庁に許可を申請する必要がある。

3. 奨学金について

留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)

大学等に正規生として在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難であるものが対象。学習奨励費給付金額は月額48,000円(大学院レベル・学部レベル)で、給付期間は受給者として決定した年度の4月(または10月)から翌年の3月まで。

福井大学大学院工学研究科博士後期課程私費外国人留学生修学支援奨学金

福井大学大学院工学研究科博士後期課程に正規生として在学する私費外国人留学生への経済的支援を目的としており、成績優秀な留学生が対象。月額48,000円で給付期間は対象となる留学生が1年次のみの期間。

私費外国人留学生奨学金(優秀な正規留学生獲得枠)

福井大学のいずれかの学部または研究科の正規課程に私費外国人留学生として入学し、学位取得を目的とする者のうち、成績優秀な者が対象。奨学金の給付人数は毎年度6名までとし、その内訳は原則として、学部1年次入学者2名、学部3年次編入生2名、大学院入学者2名。奨学金の額は月額50,000円で、入学年月から1年間給付される。福井大学留学生同窓会奨学金との併給は不可とする。

福井大学留学生同窓会奨学金

福井大学留学生同窓会支部の推薦があり、福井大学のいずれかの学部または研究科の正規課程に私費外国人留学生として入学し、学位取得を目的とする者のうち、成績優秀な者が対象。奨学金の額は月額 50,000 円で、入学年月から最長2年間給付される。

民間奨学金

各種団体による民間奨学金募集については、適時国際課から留学生に周知する。学内で取りまとめをしている民間奨学金は、1年最大5つまで応募可能。詳細は大学HPの一覧を確認。

私費外国人留学生のための奨学金については、以下のHPを参照。



<https://www.u-fukui.ac.jp/international/inbound/scholarship/>

日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度(協定受入)

独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)による「海外留学支援制度(協定受入)」(給付型)の交換留学生対象の奨学金。採択された場合、支給対象に選ばれた学生には毎月80,000円の奨学金が銀行振込にて支給される。

4. 留学生のサポート体制

【指導教員】

指導教員は、学生に学習、研究、及び生活上の指導・助言を行う。

【グローバル・エンゲージメント推進本部】

グローバル・エンゲージメント推進本部では、留学生に対する日本語教育、生活・学業・進学・就職等に関する相談、学内や地域との交流活動を行っている。

【国際課】

国際課では渡日から帰国までの種々の事務手続きを行っている他、学業、生活全般に渡る相談を常時受け付けている。

【留学生支援バディ】

渡日1年以内の正規・非正規留学生には、日常の生活面や学業面のサポートを行うための日本人学生・先輩留学生(正規生)のバディを付けることができる。バディの任期は1学期間となる。基本的には国際課でバディを配置するが、特に正規外国人留学生や研究生については、指導教員の研究室や学科・専攻等で適任者がいる場合は、是非推薦していただきたい。

【U-PASS(University Peer Academic Support Services)】

U-PASSとは、学生チューターによる学修サポートサービス。文京キャンパス総合図書館2階のLDC(言語

開発センター)で、主に留学生の日本語サポートや、日本人学生向けに英語学習サポートを実施している。利用する学生はマンツーマンの指導を受けることができる。

【保健管理センター・学生総合相談室】

病気やけがの治療、心身の健康や悩み事についての相談を受けることができる。保健管理センターには英語で対応可能な精神科医との面談予約を調整することも可能。

第5章 帰国時に

1. 帰国前の手続き

- ・住居の解約（退去日の一ヶ月前まで）
- ・ガス、電気、水道料金の支払い・解約
- ・インターネット等契約サービスの支払い・解約
- ・ゴミ、自転車の処分
- ・市役所での手続き（保険証の返却、転出届等）
- ・携帯電話の解約
- ・銀行口座の解約
- ・国際課への提出書類
- ・図書館で借りている本の返却
- ・在留カード返却（空港での出国手続きの時に、在留カードを返却する。）

2. 修了後のフォロー

就職支援留学生への就職支援

卒業後、日本に就職して実務経験を積みたいという留学生を支援するため、グローバル・エンゲージメント推進本部、国際課、キャリア支援課と連携して留学生の就職相談に応じている。また、外国人留学生のための就活セミナーの実施や合同企業説明会、個別企業説明会、県内企業見学ツアーを案内している。

卒業後のフォロー、同窓会

本学では、留学生同窓会をアジアを中心に現在までに19支部を設立し、各国支部と連携している。その活動を推進するために、グローバル・エンゲージメント推進本部を通し、帰国留学生と情報交換を行っている。

第6章 参考

1. その他の受入

短期受入プログラム(文化交流、研究交流等)

各部局は、学術交流協定校等からの要請に基づき、複数名を対象に、文化体験、研究交流等を目的とした短期受入プログラムを実施することができる。プログラムの企画・実施、宿舍の手配、経費については、受入部局が責任を持って行う。受入に際しビザの申請が必要な場合、国際課が必要書類を作成するので、事前に相談すること。また、以下の要件を満たす場合、プログラム参加者へ奨学金を支給することができる。奨学金支給に関する事務は国際課が対応するので、詳細は国際課に問い合わせること。

	条件	支給人数	奨学金金額
JASSO 海外留学支援制度 (短期受入)	・当該年度実施分について前年度中に申請し採択された8日以上のプログラム ・その他成績評価係数等 JASSO が定める要件を満たす者	採択人数 (最大 50 名)	80,000 円

短期インターンシップによる受入(教育実習・臨床研修等)

各部局は、学術交流協定校等からの要請に基づき、原則個人を対象に、教育実習、臨床研修等を目的とした短期インターンシップを実施することができる。プログラムの企画・実施、宿舍の手配、経費については、受入部局が責任を持って行う。受入に際しビザの申請が必要な場合、国際課が必要書類を作成するので、事前に相談すること。また、上記の要件を満たす場合、プログラム参加者へ当該奨学金を支給することができる。奨学金支給に関する事務は国際課が対応するので、詳細は国際課に問い合わせること。

助成金による受入(さくらサイエンスプログラム等)

科学技術振興機構(JST)さくらサイエンスプログラムは、アジアを中心とする国・地域の優秀な青少年に日本の先端的な科学技術に触れる機会を提供する事業。申請プログラムが採択された場合、JST から渡航費、滞在費、国内旅費、プログラム経費等の直接経費及び10%の一般管理費の支援を受けることができる。さくらサイエンスプログラムは以下の4コース。

	目的	滞在期間	最大招へい人数
A:科学技術体験コース	日本の先端的な科学技術に触れる、日本の研究者・学生等との交流体験	7日以内	送出し機関数に関わらず8人(引率者含む)
B:共同研究活動コース	国際共同研究テーマ・計画の策定、共同研究の開始	3週間以内	送出し機関数にかかわらず8人(引率者含む)
C:科学技術研修コース	送出し国・地域のニーズ・課題の解決に資する技術・能力の習得	10日以内	単一機関:8名複数機関:12名(引率者含む)
D:相補的年間交流コース 対象:インド・アフリカ諸国	これまでに培ってきた人材交流の取り組みの経験を有し、一定の交流基盤が構築されている両国の機関が共通に掲げる研究・教育に係る目標(ゴール)に向けて実施内容や目標を共有した上で、合意形成を図り、効果的な双方向の交流を実施するもの	最長1年 派遣・招へいは最大90日間/人 オンラインと組み合わせたハイブリッドの交流を想定	

【申請方法】

年に3回程度の受付期間があり、公募情報は随時国際課から教員へ周知。申請を希望する場合は国際課を通して必要書類を提出する。採択後、プログラム実施責任部局はJSTと実施契約を締結し、概算で支援金を受領し、本学の手続きに則り実施経費を執行する。プログラム実施終了後1か月以内に、指定の様式によりJSTへ報告書を提出し、必要に応じ余剰金を返納する。

(参考)JST さくらサイエンスプログラム HP:<https://ssp.jst.go.jp/index.html>

2. Q&A

Q.留学生を受入れたいが、入学前に応募可能な奨学金はあるか？

A.国際課では留学生が応募可能な民間奨学金を取りまとめているが、ほとんどの奨学金は入学後の申し込みとなる。そのため、私費留学生の場合、仮に奨学金を受給できなかった場合のことも想定し、渡日前に日本で暮らすための資金(入学金、授業料、家賃等の生活費)を準備するよう指導する。なお、新規で渡日する際、在留資格認定証明書を申請する際に経費支弁者の経済状況を確認しており、正規生の場合、最低100万円以上の残高を確認できる証明書の提出が必要。

Q.留学生から休学したいと言われたが、どのように対応すれば良いか？

A.留学生が取得している「留学」の在留資格は、日本で教育機関に在籍して教育を受ける活動に与えられている在留資格のため、休学する場合、「留学」の在留資格を満たしておらず、日本に滞在し続けることができない。また休学中に「留学」の在留資格を持ったままアルバイトをすることも認められていない。やむを得ない理

由で休学をする場合、帰国をするか、日本に滞在する理由がある場合には、その活動内容に応じた在留資格へ変更する必要がある。なお、多くの奨学金は休学中に受給することができない。留学生から休学についての相談があった場合、なるべく早く国際課まで相談すること。休学手続きについての窓口は、文京キャンパスでは教務課、松岡キャンパスでは学務課となる。

付属資料 危機管理マニュアル

(受入前及び平常時の安全管理、危機事象発生時の対応)

1. 受入前及び平常時の安全管理

受入前の書類確認

受入前には受入教員及び国際課、関係担当部署において、下記の事項について事前に確認を行う。

- ① 福井大学安全保障輸出管理規定第11条に基づき、受入教員は国際課へ事前確認シート及び必要書類(履歴書、研究計画書、パスポートコピー)を提出し、グローバル・エンゲージメント推進本部長が該非判定及び取引審査の手続きの要否を確認する。取引審査の手続きが必要な場合は、後日受入教員へ通知する。

※原則として、合格通知送付前に、該非判定及び取引審査の手続きの要否を確認する必要があるため、外国人留学生から受入依頼を受け取った時点で、国際課に連絡する。

参考:https://www.u-fukui.ac.jp/cont_scholar/safety/security_export/

- ② 推薦状や健康診断結果の内容等を確認し、留学に耐えうる健康状態であるかを確認する。また、医学部での研修の場合、健康診断の結果の他、ワクチン接種歴や抗体検査結果の提出を依頼しており、病院実習の際の誓約書と同程度の誓約書等の取り付けを行い、事前に医師の資格のある教員に内容の確認を依頼する。

受入れオリエンテーション時の説明事項等

受入れオリエンテーション時に説明する注意事項及び準備する事項:

- ① 外国人留学生等の身上記録(住所、電話番号、e-mail等記載)を大学へ提出。
- ② ビザの更新などの申告、学会参加、一時帰国、私事旅行等国外に出る場合には、学生サービス課へ『海外渡航届』を提出する。
- ③ 定期健康診断の受診や保険(国民健康保険、学生教育研究災害障害保険等)への加入方法を説明し、提出書類の記載方法等の支援。
- ④ 警察署員によるガイダンスを実施し、日本国内における危機発生時の連絡窓口等を周知。
- ⑤ 外国人留学生等が一時帰国する場合の自らの危機管理対応についてもオリエンテーション時に説明。ANPICへの登録を徹底する。

平常時の安全管理

平常時は以下の事項について十分安全管理を行う。

- ① 外国人留学生等の身上記録の変更等の管理。
- ② ビザの更新等の把握やアルバイト開始時の資格外活動許可申請の有無を確認。その他、学会参加、一時帰国、私事旅行等国外に出る場合には、学生サービス課へ『海外渡航届』を提出する。
- ③ 定期健康診断の受診を徹底。
- ④ 保険（国民健康保険、学生教育研究災害障害保険等）加入状況の把握。

2. 危機事象発生時の対応

危機管理の対象となるケース

外国人留学生の受入れに関して想定される主な危機事象は以下のとおりである。基本的には日本人学生と同様の対応を行うが、日本語及び日本の生活習慣等に不慣れであることによる、留学生特有の留意点があることに配慮して対応する（詳細は、次項「3）想定される危機事象及び外国人留学生特有の留意点」を参照）。

- ① 自然災害（地震、台風、大雨・大雪）
- ② 健康・衛生（病気、ケガ、メンタルヘルス）
- ③ 交通事故・火災事故
- ④ 犯罪（被害、加害）
- ⑤ 行方不明

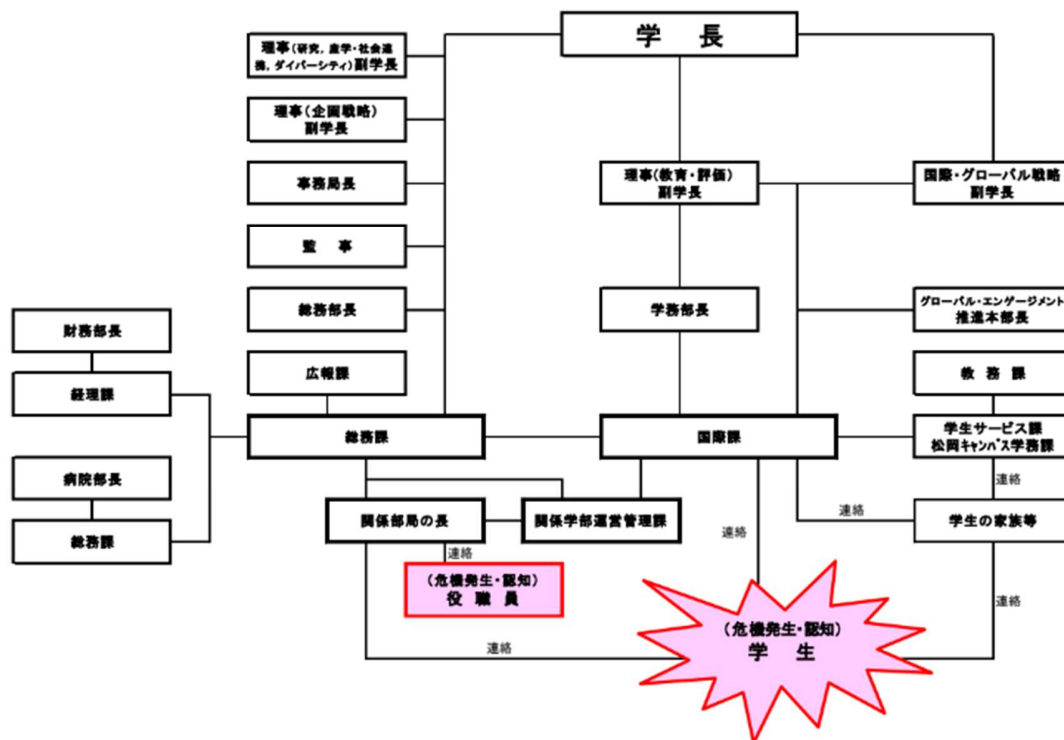
基本方針

外国人留学生に危機が発生した場合の対応は、「福井大学リスクマネジメント基本マニュアル」の「危機管理」によるものとする。危機対策本部は、同基本マニュアルに基づき、学長が特に必要があると判断した場合に設置される。この場合、危機対策本部員に、副学長（国際・グローバル戦略）が加わる。

危機事象発生時の学内連絡体制等

- ① 危機事象発生時の学内連絡体制
危機が発生した場合の学内連絡体制は、表1のとおりとする。
- ② 業務時間外の緊急連絡
業務時間外の夜間、土日・祝日、並びに休業期間中は、「緊急事態発生時の学内連絡経路図【時間外】」により危機事象連絡を受ける体制がある。
- ③ 業務時間外の連絡基準
業務時間外に危機事象連絡を受けた者は、総務課及び国際課に直ちに報告を行う。なお、明らかに緊急性を欠く場合は、対応を翌朝又は翌週まで保留することも可能だが、判断がつかねる場合は直ちに報告を行うこと。

表1. 危機発生時の連絡図(連絡体制の確認・共有)



危機事象発生時の学外連絡先

犯罪などの重大な案件については、文部科学省などの担当課に速やかに連絡する。

《関係省庁連絡先》

文部科学省連絡先：
 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室政策調査係
 (代表) 03-5253-4111 (内線:3433)
 (夜間・休日直通:080-7703-1068)

3.想定される危機事象及び外国人留学生特有の留意点

① 自然災害(地震、台風、大雨・大雪)

【対応】

地震については、「国立大学法人福井大学リスクマネジメント基本規則」及び、これに基づく「福井大学リスクマネジメント基本マニュアル」に沿って対応。

- ・ 安否確認(必要に応じて留学生の安否確認を行う)
- ・ 安否情報の提供(留学生の出身国の在日大使館・自国の家族等の問い合わせへの対応)
- ・ 災害の状況や避難に関する情報の掲示・メールアドレスへの一斉送信(日本語・英語)。また、避難指示が発出された場合は、大学周辺の指定避難場所を留学生に周知。
- ・ 指定避難場所等の施設管理者へ、外国文化、宗教、習慣等への配慮に関する説明を行う(イスラム教徒の

お祈り、料理への配慮等も含む)

- ・ 通訳は職員もしくは協力可能な留学生等で対応。(留学生自身も被災者であることには十分配慮が必要。)
- ・ 一時帰国等の方法の検討(大規模災害のために、大学の正常な業務や修学が当面再開されない等の場合、留学生の出身国の在日大使館等とも相談し、本人の意思を確認)
- ・ 派遣元大学等の担当者への連絡。協定に基づき受入れた留学生の場合、国際課と受入担当教員が協力して実施。

② 健康・衛生(病気、ケガ、メンタルヘルス)

【事前対応】

- ・ 留学生が留学中に大きなケガ、重篤な病気または死亡した場合、家族を呼び寄せるための費用や遺体移送費用、火葬費用等については福井大学外国人留学生支援会において一部支援に関する取扱要項を定めて、「留学生救済者費用保険(遺体移送費用や火葬費用などが補償される)」へ加入している。
- ・ 本学では、留学生がアパートを借りる際に(財)日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」への加入を条件に、機関として連帯保証人を引き受けている。本補償制度は、アパートの火災・水漏れ・水道管の凍結等により損害賠償責任を負った場合の保険金、家賃の未払い等により、連帯保証人が賃貸人から債務の履行を受けた場合の補償を受けることができる。

【対応】

病気、ケガで、重篤または長期にわたる治療等が必要な場合

- ・ 本人または国際課は、加入している保険があれば、保険会社へ連絡。
- ・ 本人または国際課は、自国の家族に連絡。家族が救援のために来日する場合、在外公館の査証申請等に必要な書類(招へい理由書)の発行等手続きを行う。また、身元保証人(※)が必要な場合、学長がこれを引き受ける。
- ・ 長期にわたる治療及び自国での治療などが望ましい場合、指導教員は本人の意思を確認したうえで、休学・一時帰国等の措置を検討。
- ・ 協定に基づき受入れた留学生の場合、派遣元大学の担当者等と協議の上、一時帰国・休学・帰国等の対応を検討。
- ・ 病気・ケガ等による入院の際に、保証人が必要な場合は、グローバル・エンゲージメント推進本部長がこれを引き受ける。

外務省 HP:ビザ・日本滞在よくある質問 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/faq.html>)

「身元保証人の責任範囲について」(抜粋)

「ビザ申請における「身元保証人」とは、ビザ申請人である外国人の日本における滞在が適法に行われることを在外公館長(日本国大使・総領事等)に対し保証する方です。身元保証人の責任については、民法上の「保証人」のように法的責任を伴うわけではなく、道義的責任に留まりますが、保証事項(滞在費、帰国旅費、法令の遵守)が履行されないと認められる場合には、それ以降のビザ申請において身元保証人となった場合に信頼性を失うことになるのは当然です。ただし、身元保証人であれ招へい人であれ、ビザ申請人との関係や渡航目的を偽った書類を作成し、結果的にテロリストの入国や人身取引等の犯罪に荷担することとなった場合には、別途刑事責任を問われる場合もありますのでご注意ください。」

③ 交通事故・火災事故

【対応】

- ・ 事実確認を行う。(事故の経過と留学生を含む関係者の被害状況、加害者・被害者の氏名・所属、搬送先の病院など)
 - ・ 警察・消防署、病院などへ連絡。(まだ連絡していない場合)
 - ・ 危機事象の連絡体制同様に、関係部局間で情報共有し、担当理事・副学長へ報告。
 - ・ 保護者及び協定校からの派遣学生の場合は協定校へ連絡。
 - ・ 必要に応じて、保険等への加入状況の確認、事故の相手方や保険会社等との連絡・交渉支援を行う。
 - ・ 総務課や広報課と連携し、報道機関への対応を行う。
- ※ 入院した場合等については、「(3)病気・ケガ(重篤、長期にわたる治療等が必要な場合)」を参照。

④ 犯罪(被害、加害)

【対応】

- 留学生が被害者となった場合
 - ・ 事実確認を行う。(本人及び友人・同郷者等への聞き取り、自宅への訪問、アパート管理会社・大家・近隣住民等への聞き取り)
 - ・ 関係部局間で情報共有し、担当理事・副学長へ報告。
 - ・ 警察への被害届を提出。
 - ・ 入国管理局、在日大使館及び協定校からの派遣学生の場合は協定校へ連絡。
 - ・ 自国の保護者への支援を行う。
 - ・ 総務課や広報課と連携し、報道機関への対応を行う。
- 留学生が加害者となった場合
 - ・ 事実確認を行う。(本人及び友人・同郷者等への聞き取り、アパート管理会社・大家・近隣住民等への聞き取り)
 - ・ 関係部局間で情報共有し、担当理事・副学長へ報告を行う。
 - ・ 警察の捜査への協力。
 - ・ 入国管理局、在日大使館及び協定校からの派遣学生の場合は協定校への連絡。
 - ・ 総務課や広報課と連携し、報道機関への対応を行う。

⑤ 行方不明

【対応】

- ・ 事実確認を行う。(本人の電話・メールアドレス等へ連絡、保護者・友人・同郷者・教員等への聞き取り、自宅への訪問、アパート管理会社・大家・近隣住民等への聞き取り)
- ・ 関係部局間で情報共有し、担当理事・副学長へ報告する。
- ・ 警察への通報・相談を行う。
- ・ 入国管理局、在日大使館へ連絡。
- ・ 派遣元大学等の担当者への連絡。(協定に基づき受け入れた留学生の場合、国際課と受入教員が協力して実施)
- ・ 自国の保護者の来日支援。

- ・報道機関への対応を行います。
- ・アパートの契約状況、家賃の支払状況について確認。

4.福井大学外国人留学生支援会による支援

福井大学外国人留学生支援会は、本学の外国人留学生（以下「留学生」という。）に対し、修学上及び生活上の支援を図り、本学の留学生交流の一層の促進を図ることを目的として立ち上げられた。支援会は、以下のような事業を行う。

- ① 留学生の賃貸住宅入居に伴う連帯保証に係る支援
- ② 留学生の不慮の怪我・疾病、または不測の事態に対する支援
- ③ その他、支援会の目的を達成するために必要な事業

なお支援会が行う事業に係る経費は、寄附金等をもって充てられる。
当支援会への問合せや相談は、国際課まで。

◆本ガイドブックに関する問合せについて

<外国人留学生関連全般>

学務部国際課 学生交流担当: gk-iadexchange@ml.u-fukui.ac.jp

<さくらサイエンスプログラム等、研究交流について>

学務部国際課 国際企画担当: gk-iadkikaku@ml.u-fukui.ac.jp

<外国人留学生の就職支援について>

グローバル・エンゲージメント推進本部: ige-ger@ml.u-fukui.ac.jp